

海老名市保健相談センター

10/20 土曜も開館

市保健相談センターは、10月20日(土)から土曜日も開館します。これは、これまで平日に実施していた同センターの事業の一部を土曜に移行して、行事への参加促進と、平日に来られない方へのサービス向上を目的に実施するものです。

▽開館時間 8時30分～17時30分

◆健康づくり教室も開催

親子で一緒に楽しく体を動かす、日ごろの運動不足を解消する教室や、おやつを作る教室などを予定しています。詳細はお問い合わせください。

◆保健師・保育士の育児相談もスタート

保護者が子育てを楽しみ、安心して育児ができる環境

等の被保険者証・老人保健医療受給者証等は使用できなくなります。

◇同医療制度の被保険者となった方は

現在の老人保健制度は、平成20年4月から「後期高齢者医療制度」に変わります。これは、県内の全市町村が加入している「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が運営するものです。

▽対象(＝被保険者となる方)

県内在住の75歳以上の方(※1)または、65歳以上で一定の障害をお持ちの方。

※1 平成20年4月1日時点で75歳以上の方は同年4月1日から、同年4月2日以降に75歳になる方は誕生日当日から被保険者となります。

▽被保険者証 広域連合から発行 ※今までお使いの国民健康保険・健康保険

づくりの推進のため、保健相談センターの保健師と、子育て支援センター(＝田開館中)の保育士が共同で、育児相談を実施します。

▽場所 子育て支援センター(＝保健相談センター3階)。

健康づくり課(☎235・7880) 保健相談センター内。

老人医療費抑制に向け 医療機関の受診は適正に

近年の急速な高齢化や生活習慣病など慢性病患者の増加、医療技術の高度化など、老人保健制度による老人医療費は年々高額になっています。

昨年度の、市老人保健医療の月平均受給対象者数は、7328人(市の総人口の5.8%・前年度比3.7%減)で、老人医療費は約44億1768万円(前年度比2.5%減)となつています。また、1人当たりの年間医療費総額(※)は、約60万3000円(前年度比3%増と、依然として高い水準にあります(※:金額は一部負担金を除く)。

老人医療費は、みなさんが医療機関で支払う一部負担金のほか、国民健康保険や健康保険組合等からの拠出金、国・県・市からの負

担金で賄われています。昨年度の市の負担額は、4億5029万9000円です(前年度比3.8%増)。

適正に医療機関にかかることは、病気やけがの早期発見、経済的負担の削減に繋がります。次のポイントを参考に、日ごろの健康づくりや医療機関へのかかり方を見直して、上手に受診しましょう。

●医療機関へのかかり方の見直しを

①重複受診を避ける 重複受診とは、一つの病気で複数の医療機関にかかることです。医師を変えるのではなく、同じような検査をしたり薬をもらったりと、本来必要のない医療費がかかります。かかりつけ

②診療時間内に医療機関へ 時間外に医療機関にかかることは、本来の診療費以外に別料金がかかります。緊急時を除き、時間内に受診してください。

③かかりつけ医を決める 「かかりつけ医」を決めておくと、家族の病歴などを把握した上で診察してもらえます。専門的な治療が必要な場合は、ほかの病院への紹介状も書いてもらえます。

ご利用ください

電子申請・公共施設利用予約

ネット上で発行 e-kanagawa

神奈川県電子自治体共同運営サービス

県と県内自治体では、共同で各種申請・届出や公共施設利用予約、電子入札などのオンラインサービスを提供しています。

市でも平成17年からこのサービスを導入しており、今年4月1日からは、電子入札や青少年会館の施設利用予約も開始しました。各種サービスの内容は次のとおりです。

◆電子申請・届出

【対象】

- ①住民票の写し交付申請(定型) 交付申請 ③住民基本台帳カードを使用した転出届(付記転出届) ④印鑑登録証明書交付申請 ⑤粗大ごみ収集申請 ⑥犬の死亡と登録事項変更届 ⑦広報えびな情報掲載依頼 ⑧行政文書公開請求 ⑨

の医師を信頼し、指示を守りましょう

②診療時間内に医療機関へ 時間外に医療機関にかかることは、本来の診療費以外に別料金がかかります。緊急時を除き、時間内に受診してください。

③かかりつけ医を決める 「かかりつけ医」を決めておくと、家族の病歴などを把握した上で診察してもらえます。専門的な治療が必要な場合は、ほかの病院への紹介状も書いてもらえます。

④薬は適切に服用を 薬は、医師の指示に従い、適切な用法・用量を守って服用してください。また、「かかりつけ薬局」を決めておくと、薬に関する適切

基本健診・がん検診申込 事前にパソコンで利用者登録をしてください。①～④と⑧は、電子証明書(＝インターネットを通じて行政手続きを行う際に、手続きが本人からのものであることを証明するもの。公的個人認証など)が必要です。 ※手続き方法の詳細は、各担当課にお問い合わせを。

【対象施設】

- ①運動公園(総合体育館・陸上競技場・野球場・庭球場・各広場) ②北部公園(体育館・庭球場・多目的広場) ③中野多目的広場 ④下今泉庭球場 ⑤今里庭球場 ⑥学校夜間照明 ⑦青少年会館(会議室・音楽室・体育館・レクリエーション室・テニスコート・運動広場)

【必要事項】

事前に施設窓口で利用者登録の上、利用者カードを取得してください。

※ご利用の際は、公共施設利用予約システム

☎ <https://shinsei-p.e-kanagawa.jp/souda>

☎ <https://yoyaku.e-kanagawa.jp/index.html>にアクセスしてください。

◆電子入札

【必要事項】 事前に競争入札参加資格認定を受け、電子入札用I

●老人保健法医療費通知書内容確認を

老人保健法医療費通知書には、ご家庭でかかった老人医療費が記載されています。健康に対する認識を深めるためにもご一読いただき、併せて、受診した医療機関から適正に保険が請求されているか、ご確認ください。

☎ 保険年金課(☎235・4595)。

海老名市景観基本計画策定します ワークショップ参加者募集

市では、海老名の景観を守り育てるため、「海老名市景観基本計画」を策定します。これに伴い、「海老名らしい景観」について、市民のみなさんと一緒に考えるワークショップの参加者を、次のとおり募集します。

▽実施期間 11月～平成20年2月(3回の会議を予定) ①場所・時間 市役所・平日夜間または土曜昼間(予定) ②対象・募集人数 景観まちづくりに興味のある市内在住、在勤、在学(高校生以上)の方で、3回行う会議に出席できる

方・30人程度を選考 ③テーマ 第1回「市の景観資源を集める(景観の良い場所、好ましくない場所)」、第2回「海老名らしい景観を考える」、第3回「海老名らしい景観を守り、育てるためには何をすべきか」。

【必要事項】

事前に競争入札参加資格認定を受け、電子入札用I

Cカードの購入と利用者登録をしてください。

※ご利用の際は、かながわ電子入札共同システム

<http://nyusatsu.e-kanagawa.jp/>にアクセスしてください。

※操作方法などで困った時は、コールセンター(☎0570・05・7500) 8時30分～17時30分、(土日祝と年末年始は休み)へ。

☎ 電子申請全般情報システム課(☎235・4715)、スポーツ施設利用各施設またはスポーツ課(☎235・4927)、青少年会館利用青少年課(☎231・9787) (月休館)、電子入札契約検査課(☎235・4618)、サービス全般(☎神奈川県電子自治体共同運営サービス(☎<https://www.e-kanagawa.jp/jp/index.html>))。

☎ 同課(☎235・9604)。